

基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

Ⅰ-1 こどもの権利の尊重

No.	名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1	児童の権利に関する啓発	こどもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「こどもの権利条約」や「 こども基本法 」の趣旨等についての啓発・普及に努める。	こども支援課	Ⅰ-1 こどもの育ちを応援する事業	無
2	こどもの意見表明権の確保【新規】	こどもたちからも気軽に意見や要望をもらえるよう、「市長への手紙・ファックス・メール」の周知チラシについて、こども向けのアレンジを加える。	秘書広報課		無
3		児童センターに意見箱を設置するとともに、アンケートを行い、こどもたちから自由に意見や要望を述べる機会を提供し、事業や運営に反映する。	こども支援課		無
4	学校教育における人権教育の推進【新規】	学校教育において、すべてのこどもが自らが持つ権利について学び、自らを守る方法や困難を抱えた時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。	教育支援課		無
5		教員等を対象とする各種研修・会議等を通じて、こどもの権利条約やこども基本法等について周知・啓発を行う。	教育支援課		無

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

Ⅰ-2 こどもの心身の健康づくりの推進

No.	名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1	乳幼児健康診査及び歯科検診の充実	乳幼児を対象に健康診査及び歯科健診を実施し、発育・発達状況の確認、疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図る。	保健センター	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
2	1歳6か月児健康診査事後指導（こころクラブ）	1歳6か月児健康診査後の、継続的な支援が必要な幼児及びその保護者に対し、集団遊びや個別相談を実施する。	保健センター	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	有（Ⅱ-3 子育て相談・家庭教育支援の充実No. 6）
3	乳幼児の栄養相談・栄養指導の実施	乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士による相談、指導及び食育啓発を行い、乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりや食育の支援を行う。	保健センター	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	有（Ⅱ-3 子育て相談・家庭教育支援の充実No. 7）
4	児童・生徒の健康の維持及び増進	市立小・中学校において、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談を実施する。	学務課	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
5	思春期保健に関する相談の実施	学童期・思春期の健康課題に関する相談や周知啓発を行う。	保健センター	Ⅲ-2 青少年を支援する取組	有（Ⅱ-3 子育て相談・家庭教育支援の充実No. 8, 9）
6			教育相談センター	Ⅲ-2 青少年を支援する取組	
7	健全な食生活や食品ロス削減等を含めた食育事業の推進	市内幼稚園・保育園の子どもとその保護者に対し、栄養士によるエプロンシアター（エプロンを舞台にした人形劇）を行うことにより、日常の正しい食習慣を形成する。	保育課	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
8			保健センター	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
9		乳幼児健診や育児学級等において、保護者に対して望ましい食生活及び食育に関する情報を提供する。	保健センター	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
10		市内小・中学校では、朝食欠食率の減少を目指し、栄養等について学ぶ場の充実を図る。また、保健、教育の連携により食に関する学習機会や情報提供を行う。	教育支援課	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
11	体力低下予防及び運動を通じた人間形成の取組	指定管理者制度による事業受託者と連携し、幼児期から学童期における体力低下予防や、運動を通じた人間形成を築くことを目的とした体操教室を開催する。	生涯学習スポーツ課	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
12	児童センター事業の充実	指定管理者制度による事業受託者と連携し、こどもに豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開する。また、プログラムの策定に当たっては、こどもの参画を推進する。	こども支援課	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	有 （Ⅰ-5 こどもの居場所づくりの推進No. 8、Ⅲ-2 多様な体験・交流活動の促進）

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

Ⅰ-3 幼児教育・保育の充実

No.

	名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1	保育園における幼児教育の充実	保育園から小学校の教育へ円滑に移行できるよう、保育園における幼児教育の充実を図る。	保育課	Ⅰ-2 幼児教育・保育事業	無
2	幼保小交流研修会の充実	小学校への円滑な移行や、卒園までの達成目標等について幼稚園、保育園及び小学校の職員が協議する。また、近隣の小学校に卒園前の園児が訪問する交流体験を行う。	保育課	Ⅲ-1 地域における子育て支援のネットワークづくり	有（Ⅲ-1 地域における子育て支援ネットワークづくり No. 3, 4）
3			教育支援課	Ⅲ-1 地域における子育て支援のネットワークづくり	
4	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施【新規】	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付制度を実施する。	保育課		有（Ⅱ-2 多様な保育サービス・子育て支援の充実No. 14）
5	保育施設における加配職員への補助	障がい児など課題のある子どもへの対応のために職員を加配する施設への補助を行う。	保育課	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	有（Ⅰ-7 発達支援・障がい児施策の充実No. 16、 Ⅱ-2 多様な保育サービス・子育て支援の充実）
6	外国にルーツを持つ子ども等への支援	海外から帰国した子どもや、外国籍の子どもたちが教育・保育施設を円滑に利用できるよう、教育・保育施設を運営する事業者や、幼稚園教諭、保育士に対して、通訳ボランティアの紹介や、外国の文化・習慣・指導上の配慮すべき点に関する研修を実施する。	保育課	Ⅰ-2 幼児教育・保育事業	有（Ⅱ-2 多様な保育サービス・子育て支援の充実No. 16）
7	保育サービス評価の仕組みの導入検討	保育サービスの評価等の仕組みの導入について、検討を進める。	保育課	Ⅰ-2 幼児教育・保育事業	有（Ⅱ-2 多様な保育サービス・子育て支援の充実No. 17）

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

Ⅰ-4 きめ細かな学校教育の充実

No.

名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1 小学校第1学年への副担任の配置	児童の基本的な学習指導や生活習慣の確立を図るため、小学校第1学年の学級に副担任を配置する。	学務課	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
2 国際理解教育及び環境教育の推進	外国人との交流を通して、異文化理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の育成を図る。	教育支援課	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
3	自然保護やリサイクルなどの資源の再利用についての理解を深め、環境やアメンティに配慮するなどの環境教育を推進する。	教育支援課	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
4 教育相談事業の充実	学校カウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図る。	教育相談センター	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
5 教育的支援が必要な生徒への配慮	通常学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への支援について、指導及び助言する巡回相談カウンセラーを学校に派遣する。	教育相談センター	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
6 登校支援が必要な生徒への配慮	教育相談員と学校カウンセラーが電話・来室相談やカウンセリングを行い、必要な場合は、学校訪問や家庭訪問も行う。	教育相談センター	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
7	地域の大学の臨床心理系学部等と連携することにより、大学生をピア・サポーターとして各学校等に派遣し、不登校児童・生徒、集団不応児童・生徒への支援活動を行う。また、大学教授がスーパーバイザーとして専門的な立場から教員等に指導助言を行う。	教育相談センター	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
8 登校支援が必要な生徒への配慮【新規】	不登校児童・生徒の支援として、「教育支援ルーム（ふれあいルーム・とことこぶらすのへや）」を設置する。また学校に登校できているが、教室に居づらい子への支援として「校内支援ルーム」を設置する。	教育相談センター		無
9 いじめ等の青少年の問題行動への対策	いじめ等の青少年の問題行動へ対応するために、各中学校にさわやか相談室を開設し、相談活動を行う。 <u>また、いじめ防止対策として、スクールロイヤーや埼玉県教育委員会、生徒指導課を講師とした研修会を開催する。</u>	教育相談センター	Ⅲ-2 青少年を支援する取組	無

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

Ⅰ-5 こどもの居場所づくりの推進

No.

	名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1	子どもの放課後居場所づくりの推進	小学校施設（教室や校庭など）を活用し、地域の方々の協力を得ながら、 こども たちが安全・安心に集える居場所をつくる。学習や遊び、体験・交流活動などの機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	生涯学習スポーツ課	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
2	子どもの放課後居場所づくり事業における特別な配慮を必要とする児童の受入れ	障がいのある児童や虐待・いじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童等、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができる居場所を提供する。 そのために、特別な配慮を必要とする児童の保護者や学校等と話し合いを行うとともに、 知識 の習得を図るための研修を実施する。	生涯学習スポーツ課	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
3	放課後児童保育室事業の内容の充実	「遊びの場」、「生活の場」としての役割を向上させるため、外部の専門家や地域のボランティア団体を招き、読み聞かせや紙芝居などのイベントを実施する。 また、こうした取組を地域に広く周知するため、年間スケジュールや実施結果を市ホームページにおいて公表する。	保育課	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
4	放課後児童保育室と子どもの放課後居場所づくり事業の連携	放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるように、放課後児童保育室及び放課後居場所づくり事業（ココフレンド）の整備を計画的に進め、両事業を実施する同一小学校において、校庭を始めとする共有活動スペースでの相互見守りによって遊び等の活動や合同避難訓練を実施する。	保育課	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
5		また、教育委員会、福祉部局及び両事業関係者などを委員等とする運営委員会、実行委員会及び意見交換会を定期的に開催し、情報共有・連携の強化を図る。	生涯学習スポーツ課	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	無
6	児童遊園、公園の整備・充実	子どもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園の整備・充実を図る。	みどりと公園課	Ⅱ-2 子育てしやすい環境の整備	有（Ⅱ-5 子育てしやすい環境の整備No. 12）
7	こどもの居場所づくりの活動支援【新規】	NPO法人やボランティア団体等が、地域の交流促進や孤食の改善、経済的に苦しい家庭のこどもなどに対する食事の提供などを目的に行う「こども食堂」等の「こどもの居場所」の設置や活動に当たって、情報提供や広報支援等を行う。	こども支援課		有（Ⅰ-8 こどもの貧困対策の推進No. 3）
8	児童センター事業の充実【再掲】	指定管理者制度による事業受託者と連携し、 こども に豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開する。また、プログラムの策定に当たっては、 こども の参画を推進する。	こども支援課	Ⅰ-1 子どもの育ちを応援する事業	有（Ⅰ-2 こどもの心身の健康づくりの推進No. 12、Ⅲ-2 多様な体験・交流活動の促進）

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

Ⅰ-6 児童虐待防止対策の強化

No.

	名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1	こども家庭センターの設置・運営【新規】	児童福祉法による「子ども家庭総合支援拠点」と、母子保健法による「子育て世代包括支援センター」の両機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置・運営する。	保健センター		有（Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援No. 1, 2、Ⅱ-3 子育て相談・家庭教育支援の充実No. 3, 4）
2			こども支援課		
3	養育に関する訪問支援	子の養育に関して特に支援が必要である家庭を訪問し、育児、家事などの支援を行う。	こども支援課	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
4	要保護児童に対する支援	要保護児童対策地域協議会で子どもや家族への援助の方法や対策を協議し、福祉、保健、医療、教育、警察など関係機関が連携して適切な対応を図る。	こども支援課	Ⅰ-3 児童虐待防止に向けた取組	無
5			保健センター	Ⅰ-3 児童虐待防止に向けた取組	無
6			教育相談センター	Ⅰ-3 児童虐待防止に向けた取組	無
7			こども支援課	Ⅰ-3 児童虐待防止に向けた取組	無
8		民生委員・児童委員などが参加する学校懇談会で情報交換を行い、地域での要保護児童の見守りなどで連携を図る。	教育支援課	Ⅰ-3 児童虐待防止に向けた取組	無
9	里親家庭への支援	養育技術の向上及び会員の交流を図るため、所沢児童相談所と協力し、里親に対して研修や交流の場を提供する。	こども支援課	Ⅰ-3 児童虐待防止に向けた取組	無
10	虐待防止のための各種取組	地域子育て支援センターや、利用者支援事業などの取組により、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援することで、児童虐待を予防する。	保健センター	Ⅰ-3 児童虐待防止に向けた取組	無
11			こども支援課	Ⅰ-3 児童虐待防止に向けた取組	無
12	育児、養育に関する支援	育児、養育や成長に伴って発生する問題等について、専門の相談員が相談に応じる。	こども支援課	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	有（Ⅰ-7 発達支援・障がい児施策の充実No. 1、Ⅱ-3 子育て支援相談・家庭教育支援の充実No. 10）
13	CCPA版親と子の関係育てるペアレンティングプログラム【新規】	保護者が子どもの気持ちや具体的な関わりを学び、親としての自信を育て、自己肯定感を育むプログラム（CCPA版親と子の関係育てるペアレンティングプログラム）を実施する。このプログラムを通じて児童虐待を予防する。	こども支援課		無

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せて育つことを応援するために
 Ⅰ-7 発達支援・障がい児施策の充実

No.	名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1	育児、養育に関する支援【再掲】	育児、養育や成長に伴って発生する問題等について、専門の相談員が相談に応じる。	こども支援課	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	有 (Ⅰ-6 児童虐待防止対策の強化No. 10、Ⅱ-3 子育て支援相談・家庭教育支援の充実No. 10)
2	育児、養育に関する支援	3歳児健康診査の会場で保護者からの相談に応じる。	こども支援課	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
3	育児、養育に関する支援	保健センターで実施する健康診査(1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査)を視察し、乳幼児の発達を知り、乳幼児保育に役立てる。	保育課	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
4	障がいのある子ども達への教育・保育事業の充実	保育、教育、福祉、保健、医療の連携を強化し、障がいのあるこどもが地域の保育園、学校に違い、共に育つことができるよう、学ぶ環境の整備を図るとともに、施設と心のバリアフリー化を推進する。	障がい者福祉課	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
5			児童発達支援センター	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
6			保育課	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
7			教育総務課	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
8			教育相談センター	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
9			教育相談センター	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
10			保育課	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
11			障がい者福祉課	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
12			こども支援課	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
13			保健センター	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
14	地域における障がい児への総合的な支援	地域の障がい児支援の拠点となる児童発達支援センター(アシタエール)において、障がい児通所支援事業及び早期療育教室を実施する。また、保育施設や学校等に通う障がい児を支援するための訪問事業や、保護者からの相談に対応する体制を整備する。	児童発達支援センター	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
15	公立保育園との交流事業	児童発達支援センター(アシタエール)に通う子ども達が、保育園の大きい集団の中で生活体験を広げるため、生活する地域の公立保育園の希望するクラスの保育に参加する。	保育課	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
16	保育施設における加配職員への補助【再掲】	障がい児など課題のある子どもへの対応のために職員を加配する施設への補助を行う。	保育課	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	有 (Ⅰ-3 幼児教育・保育の充実No. 5、Ⅱ-2 多様な保育サービス・子育て支援の充実No. 15)
17	地域における医療的ケア児の支援体制の整備	保育、教育、福祉、保健、医療等の関係機関が連携を図るための協議の場(新設)【医療的ケア児支援推進検討会議】にて、医療的ケア児が適切な支援を得られるよう支援体制の整備を進める。	障がい者福祉課	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
18			保健センター	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
19	発達障がい者支援員の育成	埼玉県が実施している発達障がいの専門研修に保育、福祉、保健等の職員が参加することにより、発達障がいに関する各種相談に対応できる発達支援マネージャーを育成する。	障がい者福祉課	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
20	放課後児童保育室における障がいのある子どもの受入れへの配慮	保護者や学校にヒアリングを行い、指導員の加配の必要性の検討を行うとともに、円滑な受入れを行うため、指導員を対象とした専門的知識の習得を図るための研修を実施する。	保育課	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
21	発達に課題がある子どもへの学校における支援	すべての市立小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、発達障がいなどの課題を抱える生徒を支援したり、関係機関との連携を図る。	教育相談センター	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
22	市立小・中学校への介助員の配置	肢体不自由で車椅子等を使用する児童・生徒が学校生活を円滑に送るために介助員を配置する。	教育相談センター	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	無
23	市立小・中学校への医療的ケア児のための学校看護師の配置【新規】	医療的ケアを必要とする児童・生徒が学校生活を円滑に送るために学校看護師を配置する。	教育相談センター		無

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したものの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

Ⅰ-8 こどもの貧困対策の推進

No.

名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1 生活困窮世帯及び生活保護世帯の子どもへの支援	生活困窮状態の世帯の子どもの学びをサポートするため、学習支援事業を実施する。	生活支援課	Ⅰ-5 生活困難世帯に対する支援の推進	無
2	被保護世帯等の子どもが健全に育成されるよう、生活習慣や育成環境の改善等を支援するため、子ども育成支援相談員を配置する。	生活支援課	Ⅰ-5 生活困難世帯に対する支援の推進	無
3 こどもの居場所づくりの活動支援 【新規】【再掲】	NPO法人やボランティア団体等が、地域の交流促進や孤食の改善、経済的に苦しい家庭の子どもなどに対する食事の提供などを目的に行う「こども食堂」等の「こどもの居場所」の設置や活動に当たって、情報提供や広報支援等を行う。	こども支援課		有（Ⅰ-5 こどもの居場所づくりの推進No. 7）
4 ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭に関する相談に応じ、関係機関の紹介などを行う。	こども支援課	Ⅰ-5 生活困難世帯に対する支援の推進	有（Ⅱ-4 ひとり親支援の充実No. 1）
5 ひとり親自立支援プログラムの策定	ひとり親家庭の母又は父の自立を促進するため、ひとり親自立支援プログラム策定員が個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。また、必要に応じて生活保護受給者等就労支援事業を活用し、公共職業安定所等と緊密に連携し、きめ細やかで確実な就業・自立支援を行う。	こども支援課	Ⅰ-5 生活困難世帯に対する支援の推進	有（Ⅱ-4 ひとり親支援の充実No. 3）
6 ひとり親家庭への就業支援	雇用保険制度に基づく教育訓練給付を受ける資格のないひとり親家庭の母又は父に対し、就職に必要な資格などを得るための教育訓練講座受講費用の一部を支給する。また、ひとり親家庭の母又は父の就労に直結する資格取得を促進するため、6月以上養成機関などで修業する場合に、生活を支援する目的で給付金を支給する。	こども支援課	Ⅰ-5 生活困難世帯に対する支援の推進	有（Ⅱ-4 ひとり親支援の充実No. 4）
7 ひとり親家庭等に対する経済的支援	経済的な理由により就学が困難と認められる場合に、保護者に対し、小・中学校で掛かる経費（学用品費、学校給食費、林間学校費、修学旅行費等）を支給する。	学務課	Ⅰ-5 生活困難世帯に対する支援の推進	有（Ⅱ-4 ひとり親支援の充実No. 6、Ⅱ-6 経済的支援の充実No. 5）

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために

Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援

No.

名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1 こども家庭センターの設置・運営【新規】【再掲】	児童福祉法による「子ども家庭総合支援拠点」と、母子保健法による「子育て世代包括支援センター」の両機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置・運営する。	保健センター こども支援課		有（Ⅰ-6 児童虐待防止対策の強化No. 1, 2、Ⅱ-3 子育て相談・家庭教育支援の充実No. 3, 4）
3 母子健康手帳交付時の助産師による面談	保健センターでの妊娠届出時に保健師、助産師が面談を行い、妊婦の悩みや不安を把握することで妊娠初期からの支援につなげる。	保健センター	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
4 父子手帳の配布	妊娠、出産、育児に対する心構え、協力の仕方など父親向けの育児情報を提供する。	保健センター	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
5 妊婦健康診査受診費用の負担軽減	妊婦健康診査の受診率を高めることを目的に、妊娠届出時に、母子健康手帳と併せて14回分の妊婦健康診査助成券を交付する。	保健センター	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
6 産前・産後期のサポートの充実	妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、看護師、保健師、助産師等の専門職が、不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行う。また、地域の母親同士の交流を促し、妊産婦が家庭や地域における孤立感を軽減し（孤立感の解消）、安心して妊娠期を過ごして、育児に臨めるようサポートする。	保健センター	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
7	出産後から生後2か月未満の子どものいる家庭を対象に、沐浴や授乳等の育児に関わるサポートを行う。	こども支援課	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
8	親族などから家事の援助を受けられない出産直後のお母さんを対象に、ホームヘルパーを派遣し、日常の家事援助を行う。	こども支援課	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
9	第1子出産予定の母親とその家族を対象に、妊娠、出産、育児について学ぶ場を提供することで、育児不安の解消や地域の仲間づくりに寄与する	保健センター	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
10 第1子を迎える家庭への支援	生後2～4か月の第1子を持つ保護者を対象に、育児に関する知識や地域の情報を学ぶ場を提供する。	保健センター	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
11	夫婦が協力して出産、育児に臨めるよう父親の育児参加を促進する。	保健センター	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
12 乳児がいるすべての家庭への訪問サポート	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、乳児の体重測定、育児や母親の体調に関する相談及び母子保健サービスの情報提供を行う。	保健センター	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
13 乳幼児に関する相談の充実	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が子どもの発育・発達、育児、栄養や歯みがきのことなどの相談に応じる。	保健センター	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	有（Ⅱ-3 子育て相談・家庭教育支援の充実No. 5）
15 子育て支援に関する総合案内	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所で相談や情報提供等を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携の体制づくりを行う。	こども支援課	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
16 双子、三つ子などの多胎児の親への支援	多胎児育児に関する情報や交流の場を提供する。	保健センター	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
17	産後育児サポート事業や子育て支援ヘルパー派遣により、多胎児の子育てを支援する。	こども支援課	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために

Ⅱ-2 多様な保育サービス・子育て支援の充実

No.

名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1 待機児童解消に向けた取組	待機児童解消のため、定員が不足している年齢層等を把握し、ニーズに合わせた施設整備を行う。	保育課	Ⅰ-2 幼児教育・保育事業	無
2 保育士確保のための取組	保育士確保のため、保育士就職相談会や、処遇改善等の取組を実施する。	保育課	Ⅰ-2 幼児教育・保育事業	無
3 幼稚園における長時間預かりの促進	幼稚園利用の推進、保育園の待機児童解消、子育て家庭の就労機会拡大のため、幼稚園教育時間の前後や春季・夏季及び冬季休園時に預かり保育を実施する市内私立幼稚園に対し、人件費等の補助を行う。	保育課	Ⅰ-2 幼児教育・保育事業	無
4 延長保育の充実	保護者のニーズに対応するため、延長保育の充実を図る。	保育課	Ⅰ-2 幼児教育・保育事業	無
5 休日保育の充実	休日の保育の需要に対応するため、保育園における休日保育事業の充実を図る。	保育課	Ⅰ-2 幼児教育・保育事業	無
6 教育・保育施設における一時預かり事業の充実	保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の充実を図る。	保育課	Ⅰ-2 幼児教育・保育事業	無
7 病児・病後児保育の充実	病後児保育事業の充実を図るとともに、病児を対象とした預かり事業の導入を検討する。	保育課	Ⅰ-2 幼児教育・保育事業	無
8 産休明け保育の充実	出産後の養育者の就労と子育ての両立支援を図るため、産休明け保育事業の充実を図る。	保育課	Ⅰ-2 幼児教育・保育事業	無
9 夜間の預かり事業の実施検討	保護者の就労などにより、夜間の保育を必要とする子育て家庭のために夜間預かり事業の実施を検討する。	保育課	Ⅰ-2 幼児教育・保育事業	無
10 子どもの短期間の預かり事業の実施検討	保護者の疾病等の理由により、家庭での養育が困難になった子どもを対象とした短期間預かり事業の実施を検討する。	こども支援課	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
11 認定こども園等への移行を目指す私立幼稚園における預かり保育の促進支援	幼保連携型認定こども園等への移行を促進し、私立幼稚園が行う長時間預かり保育の運営費に対する補助を行う。	保育課	Ⅰ-2 幼児教育・保育事業	無
12 家庭保育室委託事業の実施	緊急的な保育施設の利用希望があった場合など、突発的な保育の受け皿となる家庭保育室への保育事業の委託を実施する。	保育課	Ⅰ-2 幼児教育・保育事業	無
13 子育て相互援助活動の充実	ファミリー・サポート・センターに登録している会員同士で子どもの送迎や預かりなどの援助を行う。すべての援助希望に対応できるよう、援助会員の拡充を図る。	こども支援課	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
14 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施【新規】【再掲】	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付制度を実施する。	保育課		有 (Ⅰ-3 幼児教育・保育の充実 No. 4)
15 保育施設における加配職員への補助【再掲】	障がい児など課題のある子どもへの対応のために職員を加配する施設への補助を行う。	保育課	Ⅰ-4 障がい児施策の充実に向けた取組	有 (Ⅰ-3 幼児教育・保育の充実 No. 5、Ⅰ-7 発達支援・障がい児施策の充実 No. 16)
16 外国にルーツを持つ子ども等への支援【再掲】	海外から帰国した子どもや、外国籍の子どもたちが教育・保育施設を円滑に利用できるよう、教育・保育施設を運営する事業者や、幼稚園教諭、保育士に対して、通訳ボランティアの紹介や、外国の文化・習慣・指導上の配慮すべき点に関する研修を実施する。	保育課	Ⅰ-2 幼児教育・保育事業	有(Ⅰ-3 幼児教育・保育の充実 No. 6)
17 保育サービス評価の仕組みの導入検討【再掲】	保育サービスの評価等の仕組みの導入について、検討を進める。	保育課	Ⅰ-2 幼児教育・保育事業	有(Ⅰ-3 幼児教育・保育の充実 No. 7)

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために

Ⅱ-3 子育て相談・家庭教育支援の充実

No.

名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1 地域における子育て相談及び交流拠点の充実	乳幼児とその保護者、妊婦同士の交流や、子育てについての相談、助言等の支援を行う <u>地域子育て支援センターの充実を図る。</u>	こども支援課	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
2 重層的支援体制整備事業の実施【新規】	子育て家庭を含め、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を実施する。	福祉政策課		無
3 こども家庭センターの設置・運営【新規】【再掲】	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置・運営する。	保健センター		有（Ⅰ-6 児童虐待防止対策の強化No. 1, 2、Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援No. 1, 2）
4		こども支援課		
5 乳幼児に関する相談の充実【再掲】	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が子どもの発育・発達、育児、栄養や歯みがきのことなどの相談に応じる。	保健センター	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	有（Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援No. 13）
6 1歳6か月児健康診査事後指導（こころクラブ）【再掲】	1歳6か月児健康診査後の、継続的な支援が必要な幼児及びその保護者に対し、集団遊びや個別相談を実施する。	保健センター	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	有（Ⅰ-2 こどもの心身の健康づくりの推進No. 2）
7 乳幼児の栄養相談・栄養指導の実施【再掲】	乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士による相談、指導及び食育啓発を行い、乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりや食育の支援を行う。	保健センター	Ⅰ-1 こどもの育ちを応援する事業	有（Ⅰ-2 こどもの心身の健康づくりの推進No. 3）
8 思春期保健に関する相談の実施【再掲】	<u>学童期・思春期の健康課題に関する相談や周知啓発を行う。</u>	保健センター	Ⅲ-2 青少年を支援する取組	有（Ⅰ-2 こどもの心身の健康づくりの推進No. 5, 6）
9		教育相談センター	Ⅲ-2 青少年を支援する取組	
10 育児、養育に関する支援【再掲】	育児、養育や成長に伴って発生する問題等について、専門の相談員が相談に応じる。	こども支援課	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	有（Ⅰ-6 児童虐待防止対策の強化No. 10、Ⅰ-7 発達支援・障がい児施策の充実No. 1）
11 子育て関連講座の充実	乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会の提供に努める。	こども支援課	Ⅰ-1 こどもの育ちを応援する事業	無
12		中央公民館	Ⅰ-1 こどもの育ちを応援する事業	無
13		こども支援課	Ⅰ-1 こどもの育ちを応援する事業	無

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために

Ⅱ-4 ひとり親支援の充実

No.

	名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1	ひとり親家庭相談の充実【再掲】	ひとり親家庭に関する相談に応じ、関係機関の紹介などを行う。	こども支援課	I-5 生活困難世帯に対する支援の推進	有（I-8 こどもの貧困対策の推進No. 4）
2	保護が必要な母子家庭への支援	保護の必要が認められる（自立が困難等）母子家庭又は母子に準じる家庭に対して母子生活支援施設への入所措置を行う。	こども支援課	I-5 生活困難世帯に対する支援の推進	無
3	ひとり親自立支援プログラムの策定【再掲】	ひとり親家庭の母又は父の自立を促進するため、ひとり親自立支援プログラム策定員が個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。また、必要に応じて生活保護受給者等就労支援事業を活用し、公共職業安定所等と緊密に連携し、きめ細やかで確実な就業・自立支援を行う。	こども支援課	I-5 生活困難世帯に対する支援の推進	有（I-8 こどもの貧困対策の推進No. 5）
4	ひとり親家庭への就業支援【再掲】	雇用保険制度に基づく教育訓練給付を受ける資格のないひとり親家庭の母又は父に対し、就職に必要な資格などを得るための教育訓練講座受講費用の一部を支給する。また、ひとり親家庭の母又は父の就労に直結する資格取得を促進するため、6月以上養成機関などで修業する場合に、生活を支援する目的で給付金を支給する。	こども支援課	I-5 生活困難世帯に対する支援の推進	有（I-8 こどもの貧困対策の推進No. 6）
5	ひとり親家庭等に対する経済的支援	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立を支援するため、医療費の一部を支給するとともに、児童扶養手当を支給する。	こども給付課	I-5 生活困難世帯に対する支援の推進	有（Ⅱ-6 経済的支援の充実No. 4）
6	ひとり親家庭等に対する経済的支援【再掲】	経済的な理由により就学が困難と認められる場合に、保護者に対し、小・中学校で掛かる経費（学用品費、学校給食費、林間学校費、修学旅行費等）を支給する。	学務課	I-5 生活困難世帯に対する支援の推進	有（I-8 こどもの貧困対策の推進No. 7、Ⅱ-6 経済的支援の充実No. 5）

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために

Ⅱ-5 子育てしやすい環境の整備

No.

	名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1	子育て情報の提供	子育て中の親に必要な様々な情報（子育て支援サービス、公共施設、幼稚園・保育園等）を掲載した「子育て情報誌」を発行するとともに、 ホームページやLINE等 で子育てに関する情報を発信する。	こども支援課	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
2		子育てに関する様々な資料を集約した「子育て支援コーナー」を図書館に設置する。	中央図書館	Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	無
3			地域活動推進課	Ⅱ-2 子育てしやすい環境の整備	無
4	子育てサークル等への活動の支援	公民館、児童センター、集会所などにおいて、子育てサークルが活動する場所を提供する。	こども支援課	Ⅱ-2 子育てしやすい環境の整備	無
5			中央公民館	Ⅱ-2 子育てしやすい環境の整備	無
6	子育て家庭への優待カードの配布（パパ・ママ応援ショップ事業）	妊娠中又は18歳未満の子どもがいる家庭に対して、協賛店舗で商品割引等が受けられる優待カードを配布するとともに、事業に協力をする協賛店舗の受付を行う。	こども支援課	I-1 子どもの育ちを応援する事業	無
7	授乳及びおむつ替えスペースやキッズコーナーの提供	授乳及びおむつ替え等の対応可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定するとともに、新たに公共施設を開設する場合は、キッズコーナーの設置を検討する。	こども支援課	Ⅱ-2 子育てしやすい環境の整備	有（Ⅲ-3 安心して外出できる環境の整備No. 3）
8	講座等における預かり保育の実施	子育て中の親が講座や体育教室に参加しやすいように、預かり保育を実施する。	生涯学習スポーツ課	Ⅱ-2 子育てしやすい環境の整備	無
9			中央公民館	Ⅱ-2 子育てしやすい環境の整備	無
10	乳幼児親子が参加しやすいプログラムの提供	乳幼児連れの親子が気兼ねなく図書館を利用できるように「赤ちゃんタイム」を設け、 絵本を通して親子のふれあいを深めるよう絵本の紹介や読み聞かせを行う。	中央図書館	Ⅱ-2 子育てしやすい環境の整備	無
11		乳幼児連れ親子を対象としたプラネタリウム上映会を開催する。	こども支援課	Ⅱ-2 子育てしやすい環境の整備	無
12	児童遊園、公園の整備・充実【再掲】	子どもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園の整備・充実を図る。	みどりと公園課	Ⅱ-2 子育てしやすい環境の整備	有（I-5 こどもの居場所づくりの推進No. 6）
13	小児医療の充実	夜間や休日においても小児科医を確保する体制を構築するため、小児救急医療支援事業としての当番病院に対し、運営費の一部を補助する。	保健センター	I-1 子どもの育ちを応援する事業	無
14	医療情報の提供	広報紙及び市ホームページなどで休日診療・救急病院等の情報を提供する。	保健センター	I-1 子どもの育ちを応援する事業	無
15	男女共同参画意識の啓発	就業の場における男女共同参画意識の醸成と浸透を図るため、事業所に対して啓発を行う。また、男女共同参画に関する諸情報を提供するとともに、市民の意識高揚と理解を図るため講座や講演会等を開催する。	人権推進室	Ⅱ-2 子育てしやすい環境の整備	無
16	男性の育児休業取得の推進	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び市職員に対して啓発を行う。	人事課	Ⅱ-2 子育てしやすい環境の整備	無
17			産業振興課	Ⅱ-2 子育てしやすい環境の整備	無

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために

Ⅱ-6 経済的支援の充実

No.

	名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1	幼児教育・保育の無償化【新規】	認可保育所や幼稚園のほか、認可外保育施設等（認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児保育事業等）の利用料（保育料）について給付を行う。	保育課		無
2	こども医療費の助成	安心して医療を受けられるよう、こどもに対する医療費の一部を支給する。	こども給付課	I-1 子どもの育ちを応援する事業	無
3	児童手当の支給	家庭等における生活の安定と次代の社会を担うこどもの健やかな成長を支援するため、高校生年代までの児童を養育する方に児童手当を支給する。	こども給付課	I-1 子どもの育ちを応援する事業	無
4	ひとり親家庭等に対する経済的支援【再掲】	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立を支援するため、医療費の一部を支給するとともに、児童扶養手当を支給する。	こども給付課	I-5 生活困難世帯に対する支援の推進	有（Ⅱ-4 ひとり親支援の充実No. 5）
5		経済的な理由により就学が困難と認められる場合に、保護者に対し、小・中学校で掛かる経費（学用品費、学校給食費、林間学校費、修学旅行費等）を支給する。	学務課	I-5 生活困難世帯に対する支援の推進	有（Ⅰ-8 こどもの貧困対策の推進No. 7、Ⅱ-4 ひとり親支援の充実No. 6）
6	妊婦のための支援給付【新規】	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、妊婦支援給付金を支給する。	保健センター		無
7	実費徴収に係る補足給付事業【新規】	私立幼稚園（新制度未移行園）が、利用する児童の保護者から実費徴収することができることとなっている食材料費（副食費）について、低所得世帯等を対象に費用の一部を助成する。	保育課		無
8	多様な集団活動の利用支援【新規】	幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、満3歳児以上の小学校就学前の児童について、対象施設の利用料（保育料）について給付を行う。	保育課		無

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅲ 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

Ⅲ-1 地域における子育て支援ネットワークづくり

No.

	名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1	保育園における地域との交流	保育園の園庭を開放し、保育園の子どもと地域の子どもがふれあいながら遊び、交流を図る。	保育課	Ⅲ-1 地域における子育て支援のネットワークづくり	無
2		地域の親子や高齢者が、もちつきなどの行事やレクリエーションを通して、保育園の子どもと交流を図る。	保育課	Ⅲ-1 地域における子育て支援のネットワークづくり	無
3	幼保小交流研修会の充実【再掲】	小学校への円滑な移行や、卒園までの達成目標等について幼稚園、保育園及び小学校の職員が協議する。また、近隣の小学校に卒園前の園児が訪問する交流体験を行う。	保育課	Ⅲ-1 地域における子育て支援のネットワークづくり	有（Ⅰ-3 幼児教育・保育の充実No. 2, 3）
4			教育支援課	Ⅲ-1 地域における子育て支援のネットワークづくり	
5	民生委員・児童委員による児童健全育成の取組	地域の子ども及び妊産婦が安心して暮らせるように、民生委員・児童委員が相談に応じるとともに、見守りや適切なサービスへの橋渡しを行う。	福祉政策課	Ⅲ-1 地域における子育て支援のネットワークづくり	無
6		主任児童委員連絡会議の開催、児童福祉部会での子育てに関する講演会や児童施設の視察研修などにより、児童の健全育成に関わる委員の資質向上を図る。	福祉政策課	Ⅲ-1 地域における子育て支援のネットワークづくり	無
7		3年に1度の一斉改選後には、活動内容（子育て支援ほか）を紹介する「民生委員・児童委員だより」を各家庭に配布する。	福祉政策課	Ⅲ-1 地域における子育て支援のネットワークづくり	無
8	P T A・保護者会連合会活動への支援	市内公立小・中学校の保護者及び教職員が一体となり、児童・生徒の福祉の増進と学校教育の振興に寄与するとともに、会員相互の研修と連絡協議を図ることを目的とした「新座市P T A・保護者会連合会」の様々な活動を支援する。	生涯学習スポーツ課	Ⅲ-1 地域における子育て支援のネットワークづくり	無
9	学校・保護者・地域による学校づくりの推進（コミュニティ・スクール）	地域ぐるみで児童の安全・健全育成を目指し、学校評議員、P T A、学校応援ボランティア団体等の活性化を進め、学校を総合的に支援する学校運営協議会の充実に取り組む。	学務課	Ⅲ-1 地域における子育て支援のネットワークづくり	無
10	保護者・地域住民によるボランティア活動の推進（学校応援団）	学校において学習活動、安心・安全確保、環境整備などを行う保護者・地域住民によるボランティア活動を推進する。	教育支援課	Ⅲ-1 地域における子育て支援のネットワークづくり	無
11	住民による支えあいの仕組づくり	既存の社会資源を活用しながら、「自助」「互助」を基本とした子ども、高齢者、障がい者等、誰もが関わる住民主体による生活支援が創出されるよう「生活支援コーディネーター」の配置等の取組を行う生活支援体制整備事業を実施する。	福祉政策課	Ⅲ-1 地域における子育て支援のネットワークづくり	無
12	食生活改善推進員協議会活動への支援	健康づくり及び食育を推進している食生活改善推進員協議会の活動を支援する。	保健センター	Ⅲ-1 地域における子育て支援のネットワークづくり	無
13	食育推進リーダーの活動への支援	地域での食育を推進している、にいざ食育推進リーダーの活動を支援する。	保健センター	Ⅲ-1 地域における子育て支援のネットワークづくり	無

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅲ 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

Ⅲ-2 多様な体験・交流活動の促進

No.

	名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1	青少年団体への助成	子ども会連合会等の青少年の健全な育成と青少年教育の振興に資することを目的とした活動団体に対して助成を行う。	生涯学習スポーツ課	Ⅲ-2 青少年を支援する取組	無
2	地域における学校外活動（新座っ子ばわーあっぶくらぶ）の運営	地域の教育力の活性化と子どもたちの地域における学校外活動の一層の充実を図るために、地域住民の協力により自然体験、社会体験、スポーツなどの体験活動や、学習活動を実施する様々なクラブを運営する。	生涯学習スポーツ課	Ⅲ-1 地域における子育て支援のネットワークづくり	無
3	キャリア教育に関する「体験学習事業」の推進	子どもたちが社会生活を営む上で必要な人間性の向上を図るため、生き方の確立を目指す進路指導及びキャリア教育に取り組む。	教育支援課	Ⅲ-2 青少年を支援する取組	無
4	児童センター事業の充実【再掲】	指定管理者制度による事業受託者と連携し、 <u>子ども</u> に豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開する。また、プログラムの策定に当たっては、 <u>子ども</u> の参画を推進する。	子ども支援課	I-1 子どもの育ちを応援する事業	有 (I-2 こどもの心身の健康づくりの推進No. 12、I-5 こどもの居場所づくりの推進No. 8)
5	知的好奇心を伸ばす取組の推進	市内大学やNPO等と連携して、「子ども大学にいざ」を開講し、子どもの知的好奇心を満足させる学びの場を提供する。	生涯学習スポーツ課	I-1 子どもの育ちを応援する事業	無
6		文化芸術活動に子どもが喜んで参加する仕組みづくりを行う。	生涯学習スポーツ課	I-1 子どもの育ちを応援する事業	無

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅲ 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

Ⅲ-3 安心して外出できる環境の整備

No.

	名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1	公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進	埼玉県福祉のまちづくり条例の規定に基づき、道路や公共施設のユニバーサルデザイン化を進める。	道路河川課	Ⅲ-3 安心して外出できる環境の整備	無
2		障がいのある児童・生徒に対応するため学校施設のバリアフリー化を進める。	教育総務課	Ⅲ-3 安心して外出できる環境の整備	無
3	授乳及びおむつ替えスペースやキッズコーナーの提供【再掲】	授乳及びおむつ替え等の対応可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定するとともに、新たに公共施設を開設する場合は、キッズコーナーの設置を検討する。	こども支援課	Ⅲ-3 安心して外出できる環境の整備	有（Ⅱ-5 子育てしやすい環境の整備No. 7）
4	交通安全推進・啓発の取組	市内通学路の交差点等に交通指導員を配置する。	教育支援課	Ⅲ-3 安心して外出できる環境の整備	無
5		小学1年生全員を対象に交通安全教室を実施する。	交通政策課	Ⅲ-3 安心して外出できる環境の整備	無
6		元気の出るまちづくり出前講座として幼稚園、保育園、小・中学校等の要望に応じて交通安全教室を開催する。	交通政策課	Ⅲ-3 安心して外出できる環境の整備	無
7		交通安全推進協議会が四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を実施する。	交通政策課	Ⅲ-3 安心して外出できる環境の整備	無
8	交通事故防止等の取組	交通事故等の防止のため、電柱等に交通安全に関する看板を設置するとともに、道路照明灯を整備する。	交通政策課	Ⅲ-3 安心して外出できる環境の整備	無
9		交通事故等の防止のため、電柱等に交通安全に関する看板を設置するとともに、道路照明灯を整備する。	道路管理課	Ⅲ-3 安心して外出できる環境の整備	無
10		生活道路での安全確保のため、新座警察署と連携し、車両の進入抑制、速度抑制を図る。	交通政策課	Ⅲ-3 安心して外出できる環境の整備	無
11	市立小・中学校学校防災マニュアルの活用	災害時における学校の教職員、児童・生徒の基本行動について、マニュアルを活用して共通理解を図る。	教育支援課	Ⅲ-3 安心して外出できる環境の整備	無

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの

基本目標Ⅲ 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

Ⅲ-4 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

No.

	名称	施策の概要	担当課	第2次計画上の位置付け	他の基本施策への再掲の有無
1	非行防止等の児童健全育成事業の充実	非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じた健全育成対策を推進する。また、子どもの権利を侵害する児童買春、児童ポルノ等を防止するための意識啓発を図る。	生涯学習スポーツ課	Ⅲ-4 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進	無
2	情報モラル教育の推進	市立小・中学校において、情報モラル教育や情報リテラシー教育を推進する。	教育支援課	Ⅲ-4 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進	無
3		安心・安全なまちづくりのため、警察、学校、地域の市民などと連携し、 <u>学校付近</u> のパトロール活動を実施する。	生涯学習スポーツ課	Ⅲ-4 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進	無
4	防犯対策の充実	PTA保護者会、町内会の防犯活動を支援するとともに、防犯灯を設置・管理する町内会に補助金を交付する。	危機管理室	Ⅲ-4 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進	無
5			地域活動推進課	Ⅲ-4 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進	無
6	学校における安全管理の取組	<u>市立小・中学校で作成した危機管理マニュアルに基づき、学校の安全管理を図る。</u> <u>また、不審者対応について、「不審者侵入の防止の3段階のチェック体制」を記載するよう周知、徹底する。</u>	教育支援課	Ⅲ-4 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進	無

※1 下線が引かれている箇所は、第2次計画から表記を修正したもの

※2 【新規】黒い太枠で囲まれた事業は、第3次計画から新規で位置付けるもの

※3 【再掲】二重線で囲まれた事業は、他の基本施策において既出のもの